

## 後見制度支援預金

平成30年11月1日現在

項目	内容
商品名	後見制度支援預金または後見制度支援預金（無利息型）
ご利用いただける方	個人で、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
お預入金額	1円以上（1円単位）
お預入期間	期間の定めはありません。
お預入方法	随時お預入れ可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
払戻方法	随時払戻してできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・ 出金指示書・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・ 定期送金指示書・・・定期的に、指定された間隔（たとえば3か月ごと）で指定された金額を後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
お預入利率	変動金利または無利息
適用利率	お預入時の店頭表示金利を適用利率として適用します。
お利息	年2回(3月、9月)の当金庫所定の日にお支払いします。なお、無利息型にお利息はつきません。
計算方法 (付利単位100円)	毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割りで計算します。
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
付加できる特約事項	指示書の指示内容による取扱のみとなります。
手数料	再発行手数料 通帳1,080円
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部経営管理課（9時～17時、電話：0479-25-2114）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部経営管理課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部経営管理課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

後見制度支援預金

商品概要説明書

項 目	内 容
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金その他振込、配当金等の受取、I B契約はできません。</li> <li>・本預金は口座開設店でのみお取扱いいたします。</li> <li>・「総合口座」のお取扱いはできません。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・通帳によるA T Mでのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。</li> <li>・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替または振込となります）。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。なお、無利息型については全額保護されず。</li> <li>・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。</li> </ul>